

# 中学校社会科における消費者教育の単元開発に関する実証的研究

－「自立した消費者」を育成するための「契約」についての授業を中心に－

山本 友和\*・田村 徳至\*\*

## 1 はじめに

1968年の消費者保護基本法の制定に伴い、1969年版中学校社会科学習指導要領では、公民的分野の内容に「消費者の保護」が明示された。この「消費者の保護」は、1960年代より顕著となった悪質商法、例えばマルチまがい商法、キャッチセールス、訪問販売、電話勧誘販売等の問題化への対処のひとつであり、現行の1998年版中学校社会科学習指導要領の公民的分野でも、それは消費者教育の中心テーマとされている<sup>1)</sup>。

しかしながら21世紀に入り、こうした消費者政策のスタンスは「保護から自立支援へ」と変化するようになる。すなわち、2004年に消費者保護基本法が改正され消費者基本法が施行されたが、この法律では、「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない」(第7条)と定められたのである。その結果、これを受けた2008年版の新中学校社会科学習指導要領では、公民的分野の内容「(2)のイ 国民の生活と政府の役割」の取扱いにおいて、「『消費者の保護』については、消費者の自立の支援などを含めた消費者行政を取り扱うこと(下線は筆者)」とされた。すなわち、国や地方公共団体は消費者政策を推進する立場を担っているのではあるが、「消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならない(下線は筆者)<sup>2)</sup>」とされたのである。

ところで、この「消費者の保護」や「自立した消費者」の取扱いにおいて重要となってくるのが「契約」の概念である。すなわち、1989年版学習指導要領においてすでに、中学校社会科公民的分野での「消費者の保護」の取扱いについては、「現代社会における取引の多様化や契約の重要性を取り上げ、消費者として主体的に判断し行動することが大切であることを考えさせるよう留意する(下線は筆者)<sup>3)</sup>」とされていたのではあるが、「自立した消費者」という観点からすれば、「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる<sup>4)</sup>」ことがより不可欠となってくるからである。「自立した消費者」には「個人的な側面として、自分自身の生活目標を自分自身で設定し、その生活目標を最大限実現するために、合理的な意思決定ができる<sup>5)</sup>」ことが求められるのであり、財やサービスを購入する際には、広告や情報、商品そのものや契約の内容を吟味し、冷静に判断できることが必要だからである。

「契約」の概念を学ばせるにあたっては、大きく二つの側面がある。一つは、個人と個人が対等な立場で出会い、自由な意思で自己決定し、その結果について自己責任が生じるという社会の基本原則である。もう一つは、威圧されたり、正しい情報が与えられない場合には「契約」を無効にでき、そのために、クーリングオフ制度をはじめとする消費者保護のためのしくみがあるといった法知識である<sup>6)</sup>。

消費者教育の目的を「経済社会の仕組みや商品・サービスについての知識・情報を理解し、批判的思考を働かせながら合目的に意思決定し、・・・(中略)・・・自己実現していく能力を開発するものである<sup>7)</sup>」と捉えるならば、新中学校社会科学習指導要領で標榜される「自立した消費者」の育成は消費者教育にとって不可欠である。そこで、本研究にあたっては、「自立した消費者」を育成するというねらいを根底に据えた上で、消費経済活動において「契約」を交わすという事例を中心にしながら、法的資質の育成を図る単元、換言すれば、消費者としての法的原則の理解と責任・義務を踏まえた意思決定を迫る単元を開発することにした。なお実験授業においては、本研究誌における筆者による先行研究の成果等をも踏まえ、生徒の活動を重視した多様な指導法を取り入れることにした<sup>8)</sup>。

\* 上越教育大学 \*\* 新潟県加茂市立若宮中学校

## 2 事前調査における生徒の意識・イメージ

実験授業は、新潟県KW中学校3年1組26名を対象として、2008年10月28日から11月10日にかけて全6時間で実施した。それに先だって、「社会科学習に対する興味」「今までの生活の中で法を意識したことがあるか」「『契約』という言葉からイメージすること」についての事前質問紙調査を実施した。なお「社会科学習に対する興味」「生活の中での法の意識」については、実験授業終了時においても調査し、その変容を考察することにした。

表1から分かるように、社会科学習に興味を持っている生徒はあまりいない。また「生活の中で法を意識したことがあるか」については、日常の消費生活や登下校時などには様々な法（民法や道路交通法等）が関係しているにもかかわらず、表2から分かるように、「法」を意識したことがないと回答する生徒が多い。法意識を持って行動できるようにするためには、何よりもまず、自己の日常生活における数多くの場面において法が関連していることに気付かせることが必要であるといえる。

表1 社会科学習に対する興味

とても興味がある	少し興味がある	あまり興味がない
2 (8%)	5 (19%)	19 (73%)

表中の数値は左側が人数、( ) がパーセント。

表2 生活の中での法の意識

意識したことがある	意識したことがない
9 (35%)	17 (65%)

表中の数値は左側が人数、( ) がパーセント。

表3 「契約」という言葉からイメージすること

お金	守るべきもの	堅苦しい、面倒	教材の勧誘	派遣	大人	企業	ゲーム	浮かばない
6	4	2	1	1	1	1	1	10

表中の数字は人数。複数選択可。

「『契約』という言葉からイメージすること」の回答では、表3から分かるように、「お金」「守るべきもの」等の捉え方も見られるが、最も多いのは「浮かばない」である。日常のスーパーやコンビニでの買い物も、買う側と売る側との間の「契約」行為なのであるが、生徒たちには、そうした意識がないことがうかがえる。「契約」は日常の消費経済活動において身近に存在するということを、まず捉えさせる必要がある<sup>9)</sup>。

## 3 単元開発の構想にあたっての視点

単元開発においては、「契約」を身近な行為として意識させながら私法の基本的理念（私的自治の原則、契約自由の原則）を理解させ、自立した消費者として判断し、行動できる能力を育成するために、以下の三つに重点を置いて単元構成と学習展開の工夫をした。

### (1) 「契約」の本質的理解

- ・「契約は守られなければならない」ということを教条的に示すのではなく、「なぜ契約は守られなければならないのか」の追究を中心に学習を展開する。具体的には、①どのような場合に契約は不成立とされるのか、②どのような契約が無効とされるのか、③どのような契約が取り消すことができるとされるのか、④契約はその当事者にどのような義務を負わせるかといったことを、生徒の身の回りに存在する具体的な事例をもとに考えさせる。
- ・単元の終末段階で「契約」の7事例についての問題演習を行い、法的な理解・考え方の定着化を図る。

### (2) 教材の工夫

- ・生徒の生活にとって身近で切実感のある課題を提供する教材、体験的な学習活動を可能とする教材を開発する。これによって、興味・関心・意欲を持って学習に積極的に関わろうとしたり、自らの考えを表現しようとしたりできるようにする。
- ・地域での生活を基盤にした教材を開発する。地域社会における日常生活を取り上げることで問題の具体化を図り、生徒の問題意識を深め、思考を広げることができるようにする。

### (3) 学習方法の工夫

- ・ ケースストーリーを用いる。日常の消費生活にありがちな話題を作成して生徒に示し、日常の消費活動が「契約」という行為と結びついていることに気付かせ、さらに、「契約」とは何か、約束と「契約」の違いは何によるのかを把握させる。
- ・ ロールプレイングを用いる。地域の町名などが入った脚本を用いることによって、現実生活を投影しながら「契約」における問題点を捉えることができるようにする。
- ・ 専門家（消費生活サポーター）を招いて、「契約」に関する話をしてもらう。これによって、既習の学習事項に

。

を

<p>「契約」が成立するときの原則（条件）</p>	<p>【契約とはどういうものか、約束とは何が違うのか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○約束は友人とかの間で交わされる、約束は破ってもそう困らない、など。</li> <li>○契約は守らなければならないもの、契約にはお金が関係している、など。</li> <li>○モノを購入するにあたっての通常の行為（①注文する、②代金を支払う、③モノを受け取る）を確認し、買う意思と売る意思が合致することで、契約が成立していることを確認する。</li> <li>○契約には法律が特別な力を与えていること、国が契約が守られるように力を貸していることを知る。</li> </ul> <p>【契約を解消できる、できないを決めている考え方は何だろうか。】</p> <p>○契約が解消できる、できない事例を契約の成立図式を使って確認し、民法上の基本原則を知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成立した契約は原則として解消できないことに気付かせる。</li> <li>・不完全な（瑕疵がある）場合には契約を解消できることに気付かせる。</li> </ul>
<p>第2時 「『契約』が解消できるとき、できないとき」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールプレイング</li> <li>・売る側と買う側の関係</li> <li>・民法の原則</li> <li>・消費者の権利と保護</li> </ul>	<p>【どんな約束の時に、国が力を貸してくれるか、班ごとに考えよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○お金や土地、建物、車などの財産に関する約束の時。</li> <li>○結婚するというような私的なことには力を貸してくれない。</li> <li>○物の売り買いの時とか、など。</li> </ul> <p>【資料（脚本）に沿ってロールプレイングをして、無理に契約させられた場合には売買契約を取り消すことができるかどうか考えよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○班毎に契約を解消できるかできないか、またどのような理由でそう思うのかを考え、発表する。</li> <li>○契約を意思決定をするときに、正しい情報が与えられなかったり、十分に考える時間やチャンスが与えられなかったりした場合は、特別に契約を解消できるというクーリングオフ（制度）があるということを知る。</li> </ul> <p>【民法の原則についてまとめてみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思が合致した場合に契約が成立する。</li> <li>・契約が成立した場合には、原則として解消できない。契約により法律上の権利と義務が発生する。</li> <li>・契約を結んだ意思が不完全な（瑕疵がある）場合には契約を解消できる。</li> </ul> <p>【消費者の権利と保護についてまとめよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約において弱い立場にある消費者が不利益を受けるような場合には、一定の場合に、国や地方公共団体が消費者の利益を保護するための施策を行うことがあり（消費者基本法）、そのような観点から消費者保護のための特別な立法を行って消費者を保護している（消費者契約法など）。</li> <li>○パンフレットなどをもとに、消費者が相談できる機関としての国民生活センターや消費生活センターの具体的な活動を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机間指導を行い、話し合いがうまくいかない班にアドバイスをを行う。</li> <li>・問題点はどこにあるかを捉えさせる。</li> <li>・「部屋から出られない」や十分に考える条件や時間が与えられなかった点などに注目させる。</li> <li>・法律は常識的なものであることに気付かせたい。</li> </ul>
<p>第3時 「私的自治の原則」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の話</li> <li>・「契約」の自由と責任</li> </ul>	<p>【ゲストの先生から、売買契約の時に気をつけなければならないことや最近の事例などについての話をしていただく。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ゲストの先生からの下記の内容についての解説等をもとにして、契約について考える。</li> <li>・意思が合致した場合に契約が成立し、契約は自由であること。</li> <li>・売買契約に関して私たちが注意しなければならないことは何か。</li> <li>・どのような契約の時、契約を解消することができるのか。</li> <li>・消費者を守るために国や地方自治体が制定した法律・条例とその内容。</li> <li>・法律は常識的なものであること。</li> <li>・最近の悪質商法についてなど。</li> </ul> <p>【契約について、分かったことをまとめよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思が合致して結ばれた契約には、法律上の権利と義務が発生し、原則として守られなければならないこと。</li> <li>・例外的に契約を解消できる場合があること。</li> <li>・詐欺的な商法については消費者を守るための法律がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターのサポーターからの話をもとにする。</li> </ul>

<p>第4時 「売買契約書の作成」 ・模擬体験的な学習</p> <p>・「契約」の成立時点</p>	<p>【隣一組になって、物の売り買いについての売買契約書を作成してみよう。】</p> <p>○ワークシート（売買契約書のモデル）をもとに、作成の仕方についての説明を受ける。（「例えば、私がこのボールペンを100円で売りますというときには、その売買条件を売買契約書の条件欄に記入します」など。）</p> <p>○売買契約の要素は、目的物の特定と代金であり、この点について意思が合致すれば契約が成立し、その他の条件は付随的なものであることを確認する。</p> <p>○売買契約書を作成する。</p> <p>【契約が成立するのは、次のどの時点なのか、考えよう。－①契約書に印鑑を押すとき、サインしたとき、②双方が「売る」「買う」と合意したとき、③売買することが明記された日付から－】</p> <p>・答えは「②」</p> <p>【契約とは何か、契約の原則を確認しよう】</p> <p>・自分の自由な意思で商品・価格の選択を行い、対等な立場で売り買いを行うことを約束した以上、それを守るべき責任がある。お互いが売買することに合意して意思が合致したときに契約が成立する。</p> <p>【どうして契約は守られなければならないのだろうか。売買契約書をもとに考えてみよう。】</p>	<p>・どんな作業をするのか、明確に指示する。</p> <p>・書き方が分からない生徒に対して机間指導を行う。</p> <p>・契約とは、売る意思と買う意思が合致したときに成立することに気付かせる。</p> <p>・売買契約書作成時の気持ちを振り返らせる。</p>
<p>第5時 「『契約』の取り消しと不成立」</p>	<p>【契約の7事例のそれぞれについて、契約が成立するか、解消できるかの答えと理由を記述しよう。】</p> <p>○理由についても記述する。</p> <p>○班や学級全体で話し合い、考えを深める。</p>	<p>・契約、法律は常識的なもの（特にケース7）であることにふれる。</p>
<p>第6時 「学習のまとめ」</p>	<p>【7事例についての解説を聞いた上で、学習のまとめをしよう。】</p> <p>○前時の活動を振り返ってから、解説を聞く。</p> <p>○配布された学習のまとめプリントを読みながら、まとめる。</p> <p>○理解度を測定するための確認テストを受ける。</p> <p>○学習の感想などを記述する。</p>	

#### (5) 指導の実際

##### ① 身近な約束と「契約」－ケースストーリーを用いて－（第1時）

第1時の学習は、消費者教育において効果的であるとされているケースストーリーを用いて<sup>10)</sup>、主人公が契約において直面している問題を捉えさせることから始まった。なお、ここで用いた読み物資料は法教育研究会の著作を援用して作成した<sup>11)</sup>。読み物資料の内容は以下の通りである。

近所のコンビニエンスストア（セーブオン）で、お気に入りのアイスを2個セットで200円（1つ100円）で買った。ところが今日は火曜日で、サンゴマートはアイスの特売日。同じアイスが1個50円で売っていた。私は、セーブオンで買ったアイスを通して、200円を返還してもらおうことができるだろうか。お店の側と買った側（わたしたち）の両方の立場になって考えてみよう。

「あなたは購入したアイスを返品できるだろうか」という教師の問いかけに対し、生徒の20人が「返品できない（代金を返還してもらえない）」、6人が「返品できる（代金を返還してもらえる）」と答えた。その理由は「食品以外なら賞味期限とか関係ないから返品できると思うが、食料品はできない」「食品は何か有害なものが混ざると困るから」などであり、当時のニュースで話題になっていることから考えを導き出していた。返品できると考えた生徒たちからは「レシートがあれば返品できる」「開封していなければ大丈夫ではないか」「買う側の立場が上である」などの意見が出された。また、生徒の中には実際にレシートと商品を持っていったら返品できたとの、実生活での体験から自分の意見を述べた者もいた。

この後、班内での話し合い、他班との意見交換等を行い、再度、自分の考えを記述させた。その結果、「返品できる」と答えていた6人の生徒のうち5人が考えを変更し、「返品できない」が25人、「返品できる」が1人となった。

なお、本時の小グループと全体での意見交換の変化を直接確率計算  $2 \times 2$  の検定で行ったところ、両側検定： $P = 0.0993 + (.05 < p < .10)$  で有意傾向にあるという結果になった。このことから、意見交換の場の設定は、生徒の思考変化にある程度有効であったと考えられる。ここで学習した内容は、第2時、第5時で応用されることとなる。

意見交換においては、世相を反映してか「メタミドホス」など直近のニュースになっている事項をあげて理由を述べる生徒や「食品系は安全が第一なので、店側は返品を受け付けないだろう」などと主張する生徒もいた。また少数（およそ1割）ではあるが、「だれに落ち度があるのか、またはないのか」「身勝手なことを言っているのはどちらか」、さらには「商店側に落ち度がないなら返品はできない」などと、契約に関する法的な考えを意識した意見を述べた生徒も存在した。しかしながら、返品できないと考えた生徒のおよそ9割は漠然とした理由にもとづくものであり、「生活体験からなんとなく」といった抽象的なものに過ぎなかった。そこで、多くの生徒が漠然とした理由であることを踏まえ、生徒に、基本的に売る側と買う側の意思が合致したときに契約が成立する、さらに日常の消費生活は実は契約行為を行っていることであると説明した。

なお、次時以降での主体的な学習意欲を引き出したと考えたため、教師側からはあえて本時の答えを提示しなかった。すると9人の生徒から「実際に調べてみたい」との申し出があった。その生徒たちはその後、実際に電話で聞いたり、店頭で店員に聞いてくるなど、土日を利用して積極的に活動した。また、生徒から「売買契約以外に身近にどのような契約があるのか」「食品以外ではどうなのか」「店によって違いはあるのか」「どのような法律が関係しているのか」「私たちはどのようなことに注意する必要があるのか」「商品自体に欠陥があった場合は返品できるのか」といった様々な疑問・課題も出され、契約について考えようとしている意欲・態度が見られた。

### ② 「契約」が解消できるとき、できないとき—ロールプレイングを用いて—（第2時）

第2時では、教師が作成した脚本をもとにロールプレイングを行った。脚本の内容は以下の通りである。

ある日突然、「海外旅行が当たりました」という電話がかかってきて、五番町（筆者注：実際に存在する校区内の地名）の営業所に呼び出されました。営業所はビルの一室にあり、コーヒーとショートケーキが出されました。担当の人から「海外旅行には英語ができると楽しいよ」などと熱心な話をされました。しばらくすると、英会話の教材をすすめられました。教材は40万円もするものでした。そんなお金をもっていないので断りましたが、申込書に判子を押さないと帰してもらえない雰囲気だったので、困って契約してしまいました。全く不要で高価なものを買ってしまったと後悔するばかりです。

演技をする生徒（2名）には適時アドリブやアクセント・口調を変えるなどしてもよいことを伝えた上で、ロールプレイングを行った。ロールプレイングののち、「契約を解消することができるか、できないか」の判断と、その理由をワークシートに記入させ、さらに班内と学級全体で意見交換を行った上で、最終判断をさせた。

最初の判断では、「契約を解消することができる」が8人、「契約を解消することができない」が10人、「わからない」が6人であった。このロールプレイングは「クーリングオフ」という制度が法律で認められていることを教えない段階で行ったのであるが、「契約を解消することができる」と考えた生徒8人のうちの2人はすでに知識としてクーリングオフのことを知っていた。また残りの6人は、その理由として「ほとんど強制的だったから」「なんとなく」と答えていた。「解消することができない」と答えた生徒の多くは、前時での学習内容を踏まえ、「拇印を押しているから」「両者が合意したから」などの理由をあげていた。

本時では、「契約」の成立条件において消費者側が不利な状況であると考えられる場合は、契約書にサインや判子を押してある場合であっても、契約自体が無効であったり、契約を解消することができるという、「民法の原則」について気付かせることをねらいとしている。意見交換や教師からの説明を通して、最終判断では、全員（24人）が「契約を解消することができる」と答えた。

### ③ 私的自治の原則—消費生活サポーターの話聞いて—（第3時）

第3時では消費者契約について、専門家の方から話をうかがった。具体的には、悪質商法の手口と対処法、クーリングオフ制度等についてである。20分ほど、若者を狙った悪質商法の手口についてのビデオを視聴した後、クーリングオフについての説明をしていただいた。その後の質問コーナーでは、第1時、第2時での学習における疑問・課題、具体的には「契約が成立する要件」「契約を解消することができる要件」などについての質問が続出した。自分

たちの疑問を解決したいという意欲が垣間見られた。

なお、講話の内容に対しては、「クーリングオフについてもっとよく知りたい」「消費生活センターについて詳しく知りたい」「悪質商法にだまされないように自分たちが心がけなければいけないことは何か」「どうして人をだますような悪い人がいるのか」「悪質商法についてもっと調べたい」など、さまざまな発言があった。

#### ④ 売買契約書の作成—模擬体験的な学習として—（第4時）

第4時では、これまでの学習内容を踏まえた上で、架空の売買契約書を作成するという模擬体験を行った。この活動では、実際に契約するときに必要な記述事項や留意点などについても気付かせた。生徒の生活にとって身近なもの（文房具など）の売買契約をさせたのであるが、いつ、何をいくらで売る（買う）という単純な契約内容のみで記述を終えている生徒もいた。そこで、「もし契約が履行されなかったらどうなるのか」と発問し、売買時の細かい条件（いつまでに売買しない時はどうなる、どうするなど）についても気付かせるようにした。

#### ⑤ 「契約」の取り消しと不成立—「契約」の7事例についての問題演習—（第5・6時）

ここでは、これまでの学習の成果を図るために、契約を解消できるか、できないかについて、7事例（ケース）についての問題演習を行うとともに、学習のまとめもした。

7事例（ケース）、及び正答と理由は、次の通りである。

<p>問題：以下のケースのとき、私は契約を解消して、お金を返してもらおうことができるだろうか。自分がそう考えた理由も書いてみよう</p>
<p>ケース1：私は友人から「シャープペンシル」を買った後、新品のものが藤岡堂で安く売られていることを見つけた。そこで自分は、友人との契約を解消して、支払ったお金を返してもらいたいのだが……。 (答：できない。理由：自分勝手であり、相手に非がないから。)</p>
<p>ケース2：私は友人から中古だがまだ新しいゲームソフトを2000円で買った。その日、帰宅すると親が誕生日祝いだと「友人から買ったのと同じゲームソフト」を買ってくれていました。私は、同じものは必要ないので友人との契約を解消して、そのゲームソフトを返して、支払ったお金を返してもらいたいのだが……。 (答：できない。理由：自分勝手であり、相手に非がないから。)</p>
<p>ケース3：私は、友人の「この定期入れは有名なブランドのエルメス製である」との話を信じて、それを買った。3日後、それが偽物であることがわかった。私は偽物ならいらないので、友人との契約を解消し、支払った代金を返してもらいたいと思っているのだが……。 (答：できる。理由：ウソをついたから。)</p>
<p>ケース4：私は商品の代金を支払った。それなのに、友人は約束の日が過ぎてもいっこうに商品を渡してくれない。そこで、友人との契約を解消して、支払ったお金を返してもらいたいのだが……。 (答：できる。理由：約束を守らないから。)</p>
<p>ケース5：電話で海外旅行が当たったと言われて、私は指定された事務所に行った。そうしたら、そこで4万円もする英会話の教材をすすめられた。営業マンが英会話教材の申し込みをするまで私を家に帰さないような感じがしたし、終電も迫っているので、早く家に帰りたいたいと思い、とりあえず契約書に必要なことを記入して判子を押してきた。今は後悔するばかりだ。私は契約を解消することができるだろうか。今日は契約をして5日目です。 (答：できる。理由：部屋から出してもらえないなど、正常な判断ができる状況ではなかったから。)</p>
<p>ケース6：私は、未成年であることを隠し（ウソをついて）、成人としてお店から高価なものを買う契約をした。私はこの契約を解消することができるだろうか。 (答：できない。理由：ウソをついたから。)</p>
<p>ケース7：私は、T先生から「数学のこの難問を解いたら100万円をやるよ」と言われ、その契約書も作成した。何とか頑張ってその問題を解いた。T先生は私との契約を解消することができるだろうか。 (答：できる。理由：常識外の金額だから。しかし、1万円程度であれば、解消できない可能性がある。)</p>

この7事例（ケース）に対する正答者数と正答率を示したのが、表4である。

表4 事例（ケース）毎の問題演習正解者

ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6	ケース7
17人 (65%)	17人 (65%)	25人 (96%)	25人 (96%)	26人 (100%)	21人 (81%)	3人 (12%)

表中の数値は左側が人数，（ ）がパーセント

ケース1とケース2の問題は第1時の学習内容と対応するものであるが、表4から分かるように、正答率はさほど高くはなかった。これは、前述したように、学習意欲を継続させるため、第1時の学習時において教師側からその答えを提示しなかったからであると考えられる。また、契約上は解消できないのであるが、店側のお客への配慮（好意）や友人関係に基づいて購入した品を返却できる場合が実際には多いということを経験していることも、誤答の理由ではないかと考えられる。なお、正答できなかった生徒に後日、追跡調査を行ったところ、理由として「うっかりしていた」「友人関係の悪化を防ぐことが大切だと思ったから」といったことがあげられていた。

正答率が極めて低かったのは、ケース7である。前時まで学習してきた契約の成立条件に合致しているにもかかわらず、なぜ契約を解消することができるのか疑問に思った生徒がほとんどであった。そこで生徒に、民法における未成年者の契約と「公序良俗」規定の解釈（教育活動を行う学校という場で教師が生徒に100万円もの金銭を渡すという行為は不自然であること）を取り上げ、一般社会常識として考えることも大切であることに気付かせた。さらに、A子の発言「こども（未成年者）と大人（成人）では何か違いがあるのだろうか」を受け、学級全体で話し合いを行うと同時に、未成年者ができること、契約が有効となる場合と無効となる場合などについて教師が解説を行った。

## 5 実験授業の学習効果の検討

### (1) 社会科学習に対する興味

本実験授業の前後に、社会科学習に対する興味の有無について質問紙法で調査したところ、表5のようになった。

表5 社会科学習に対する興味

	とても興味がある	少し興味がある	あまり興味がない
授業前	2 (8%) ▽	5 (19%) ▽	19 (73%) ▲
授業後	11 (42%) ▲	14 (54%) ▲	1 (4%) ▽

表中の数値は左側が人数，（ ）がパーセント。表中の▲は有意に多い，▽は有意に少ないを示す。

授業前と授業後の社会科学習に対する興味のクロス集計を $\chi^2$ 検定したところ、1%水準で有意であり、表5から明らかなように、「興味がない」から「興味がある」へと変化している。生徒の興味・関心を高めるのに「契約」に焦点化した本実験授業が有効に作用したことが確かめられた。さらに、授業時間外でも、生徒たちが自ら課題を持ち、実際に地域に足を運ぶなど、積極的な活動が随所に見られた。また、一つの課題を解決した後に、状況が異なる場合はどのようにするのか、どのように考えたらいいのか、関係する法的根拠は何かなどを考えるようになっていく生徒の姿も多く見られるようになった。

### (2) 指導法の有効性

本研究授業では四つの指導法を実施した。それぞれの指導法について、「学習するのに役立ったかどうか」「そこでの学習内容を理解できたかどうか」について質問・調査した。表6は、その結果を示したものである。

表6で分かるように、四つの指導法すべてについて「学習するのに役立った」との回答率が極めて高い。また、そこでの学習内容の理解度も概して高いといえる。ただし、模擬体験的な学習（売買契約書の作成）については、他の指導法と比して、「とてもよく理解できた」の数値が低く、改善の余地が残された。



表6 指導法の有効性

	学習するのに		そこでの学習内容を		
	役立った	役立たなかった	とてもよく理解できた	まあまあ理解できた	あまり理解できなかった
ケースストーリー	25 (100%)	—	10 (40%)	14 (56%)	1 (4%)
ロールプレイング	24 (96%)	1 (4%)	12 (48%)	13 (52%)	—
専門家の話	25 (100%)	—	13 (52%)	11 (44%)	1 (4%)
模擬体験的な学習	20 (80%)	5 (20%)	5 (20%)	17 (68%)	—

表中の数値は左側が人数，( ) がパーセント。

### (3) 生活の中での法の意識

本実験授業の前後に、これまでの生活で「法」を意識したことがあるか、現在及びこれからはどうかについて質問紙調査したところ、表7のようになった。

表7 生活の中での法の意識

授業前	意識したことがある	意識したことがない
	9 (35%) ▽	17 (65%) ▲
授業後	意識している (する)	意識していない(しない)
	23 (88%) ▲	3 (12%) ▽

表中の数値は左側が人数，( ) がパーセント。表中の▲は有意に多い，▽は有意に少ないを示す。

授業前と授業後の興味・関心度のクロス集計を $\chi^2$ 検定したところ、1%水準で有意であり、「意識したことがない」が「意識している (する)」へと変化しており、生徒に「法」を意識させるのに本実験授業が有効に作用したといえる。さらにこのことは、以下の「この授業で学んだこと (感想)」への生徒の記入内容からもうかがえた。

すなわち、感想には、「約束と契約の違い」「契約・法律における権利と義務」「日常の買い物と法」「法律と自分の生活」といったことが書かれていた。「契約の成立条件」や「契約の自由と責任」といったことの学習を通して、売買で問題が発生したときは、法を手段として公正に判断し、責任をもって行動することが大切であること、売買「契約」では「権利と義務」、時には「対立と合意」が発生するといったことを理解し、法の存在を意識することができたようである。

#### —この授業で学んだこと (感想) —

- ・とてもためになった授業だった。契約は約束と違って、法律が関係しているので、なんかすごいと思った。
- ・約束と契約の違いがよく分かった。私的自治の原則とか契約自由の原則とか難しそうな言葉が出てきたけど、法律は国民に対して権利を認めていると同時に義務を課していることがわかった。
- ・普段、何気なくコンビニとかで物を買うことも契約であり、責任が発生することに気付いた。
- ・例外もあるけど、法律って案外、あたり前のことが書かれているんだと思った。
- ・将来、物の売買契約で困ったことが起きたら、どうすればよいのか、関係する法律はないのかななどと、冷静に判断できるようになりたい。
- ・これからは、日常、何気ない買い物でも、商品を買った側に認められる「権利」とか「義務」をしっかりと考えて行動したい。私はこの授業を受けて、そのための知識・知恵を身に付けることができたような気がする。
- ・契約は自由であるが、いったん結ばれた契約には権利と義務が発生する。契約 (約束) を破ると他に迷惑がかかる。その解決のためや、防止するために法がある。
- ・国は消費者を守るためにしっかりした法を作っていることがわかった。だまされたり、うっかり契約しないように注意したい。
- ・法律は、自分の生活に深く関係しているんだと思った。

これらのことから、本実験授業が生徒の「法」に対する意識を高めると同時に、「契約」に関する法的原則の理解の向上に有効に作用したことが確かめられたといえる。

## 6 おわりに

本研究では、今までの生活経験と前時までの学習事項を活用しながら継続的に知識や技能を習得できるよう、身近な教材と多様な指導法を用いた。その結果、社会科学習に対する興味が高まり、「消費者の自立」にかかわる学習内容についても高い理解度を示した。また、「法」に対する意識を高めるにあたって、「契約」についての学習が有効であることも確かめられた。

法的原則の理解を踏まえることが「自立した消費者」の育成のために不可欠であるとするならば、「契約」は生徒にとって身近な消費生活に直接関係する事項であり、その学習は中学生から受け入れられやすい題材であることが明らかになったと言える。

### 〈注〉

- 1) 文部省『中学校学習指導要領』1998年の「社会」〔公民的分野〕の「内容の取扱い(3)のイ」において、「『消費者の保護』については、消費者保護行政を中心に扱うこと」とされている。
- 2) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版、2008年、p.107
- 3) 文部省『中学校学習指導要領』1989年の「社会」〔公民的分野〕の「内容の取扱い(3)のイ」
- 4) 文部科学省『中学校学習指導要領』2008年の「社会」〔公民的分野〕の内容(1)の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」
- 5) 山根栄次「消費者教育」日本公民教育学会編『公民教育の理論と実践』第一学習社、1995年、p.174
- 6) 船山泰範「いかに法を普及させるかー模擬裁判の可能性ー」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.98, 2006年, pp.33-34, において船山は、自身の法律相談で、学生からの割賦販売によるトラブル相談が多いということから、「国民が基礎的な法知識を欠いており、さらに、法学部の学生の多くがクーリング・オフ制度を知らず、国民が基礎的な法知識を欠いている」と、その現状を報告している。
- 7) 今井光映・中原秀樹『消費者教育論』有斐閣、1994年、p.48
- 8) 山本友和・猪又 力「中学校社会科学習における『経済リテラシー』の育成に関する実証的研究」上越教育大学学校教育総合研究センター『教育実践研究』第12集、2002年、及び、山本友和・田村徳至「中学校社会科における金融・経済教育の単元開発に関する実証的研究」上越教育大学学校教育総合研究センター『教育実践研究』第18集、2008年、を参照のこと。前者では「読み物資料」「シミュレーション」「ゲーム」等、後者では「株式の模擬売買」を取り入れ、生徒が能動的に学習を進められるように工夫し、その有効性を実証した。
- 9) 江口勇治「社会科における“公共性”とその教育についての若干の考察ー『法教育』における議論を手がかりとしてー」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.92, 2004年, p.55, において江口は、「いわゆる（私と公）あるいは（私と共と公）の境目を、子どもたちが自分の目線から考えること」が法の教育においては重要だと説いている。
- 10) 前掲書6)の「第6章 消費者教育の効果的な手法」pp.165-168を参照されたい。
- 11) 法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい、2005年、p.89を参考にして作成した。